

令和5年第3回多賀城市農業委員会総会議事録

○開催日時 令和5年3月30日(木)午後2時から午後3時

○開催場所 多賀城市役所3階 第二委員会室

○出席委員 農業委員8名、農地利用最適化推進委員4名

会長

第8番 伊藤 政幸

会長職務代理者

第7番 佐藤 信夫

委員

第1番 赤井 利智子

第2番 伊藤 清彦

第3番 遠藤 光浩

第4番 郷古 久造

第5番 小西 桃悦

第6番 中村 春美

農地利用最適化推進委員

北部区域担当 大橋 礼子

西部区域担当 熊谷 俊彦

中部区域担当 大場 幸一

東部区域担当 郷古 正夫

○欠席委員

なし

○事務局出席職員

事務局長 岩本 雅弘

局長補佐 石山 和彦

副主幹 佐藤 浩

主事 多胡 樹

主事 遠藤 和

○欠席職員

なし

○議事

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名員の指名

4 諸般の報告

5 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 令和5年度多賀城市農作業標準賃金額について

報告第4号 令和5年度多賀城市農地賃借料情報について

6 議案

議案第1号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

7 その他

8 閉会

○総会の概要

事務局

ただ今より令和5年第3回多賀城市農業委員会総会を開催いたします。
開会にあたり、会長より挨拶をいただきます。

会長

～会長挨拶～

事務局

農業委員会規定第9条の規定により会長が総会の議長となり議事を整理することになっておりますので、今後の議事進行につきましては、会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議事録署名員の指名を行います。議事録署名員は、多賀城市農業委員会規程第20条第2項の規定により、議長において第6番委員、第7番委員を指名いたします。

これより諸般の報告を申し上げます。諸般の報告は事務局職員をもって説明いたします。

事務局

～令和5年2月24日から3月29日までの活動について報告～

議長

それでは、報告事項に移ります。報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届について事務局職員から報告させます。

事務局

～議案書及び別紙資料にて、届出内容の概要と報告第1号1番の内容を説明～

議長

現地調査をしていただいた西部区域担当推進委員より報告願います。

西部区域担当推進委員

それでは、ご説明いたします。事務局から説明のありましたように地目の現況は畑になっておりますが、当該地は、かねてから更地になっております。市街化区域でありまして農地法第4条によります転用は、問題なしと確認してまいりました。以上です。

議長

ご苦労様でした。ただ今の報告に関し、何か質疑はございませんか。

～なし～

それでは、報告第1号番号1番の報告を終了といたします。

続いて番号2番に入ります。事務局より報告させます。

事務局

～議案書及び別紙資料にて、報告第1号2番の内容を説明～

議長

現地調査をしていただいた西部区域担当推進委員より報告願います。

西部区域担当推進委員

2番について報告させていただきます。市街化区域で周りは住宅に囲まれたところで、何ら問題ないと確認してまいりました。以上です。

議長

ただ今の報告に関し、何か質疑は御座いませんか。

～なし～

それでは、報告第1号を終了といたします。続いて報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届について、事務局より報告させます。

事務局

～議案書及び別紙資料にて、届出内容の概要と報告第2号1番の内容を説明～

議長

現地調査をしていただいた東部区域担当推進委員より報告願います。

東部区域担当推進委員

報告します。届出地につきましては、市街化区域にありまして5条による転用は問題なしと確認してまいりました。以上です。

議長

只今の報告に関し、何か質疑は御座いませんか。

～なし～

それでは、番号1番を終了といたします。続いて番号2番を事務局より報告させます。

事務局

～議案書及び別紙資料にて、報告第2号2番の内容を説明～

議長

現地調査をしていただいた中部区域担当推進委員より報告願います。

中部区域担当推進委員

報告いたします。報告第2号資料2をご覧ください。確認した場所ですけれども現在は、少し雑草が生えていまして畑として残っていますけれども作物を作っている状況では無い状態でした。農地法第5条届出と書いてあるところに住宅地がありまして住宅地が多くなってきております。問題なしと確認してまいりました。以上です。

議長

只今の報告に関し、何か質疑は御座いませんか。

～なし～

それでは、報告第2号を終了といたします。

続いて、報告第3号 令和5年度多賀城市農作業標準賃金額について、報告第4号 令和5年度多賀城市農地賃借料情報について事務局より報告させます。

事務局

～報告第3号、報告第4号について別紙資料にて説明～

議長

只今の報告に関し、何か質疑は御座いませんか。

東部区域担当推進委員

令和5年度農作業標準賃金額について、決まったということですがけれども、来年以降にかけての参考としていただきたいと思ひまして発言をします。

中段に参考として機械一貫作業計算例というのがありまして、20a区画以上で合計81,545円となっております。乾燥調製が1俵当たりとなっておりますけれども8.5俵510Kgの場合、1Kg当たり令和4年度の単価で見ますと172円がkg当たりの農協の買取価格。そうしますと買入れ価格は、87,720円となります。表の20a以上の区画ですとややプラスかなという見方もできますが、そして、報告第4号の資料1、農地の賃貸借5,500円/10aを足すと差し引きゼロくらいかと思ひます。それ以外にもかなり収穫に対して費用が掛かっていることが実情であります。表の真ん中の草刈賃金、畦畔の草刈り10aあたり1,320円ですがけれども私たちは、年4回刈っています。年4回だと5,280円になります。そのほかに除草剤が2,925円、いもち、立ち枯れ等の空中防除が4,950円、田植えの時の箱処理剤が3,150円、また、田植時にペーストという肥料を入れます。今年値上がりしまして、6,056円/箱、それを2.5箱使いますので15,140円になります。そのようなものを諸々足しますと108,490円になります。それを172円で割りますと630Kgになります。630Kgといいますと10aあたり10.5俵になりそのくらいとらないと等しくなりません。そういうところを計算してみましたので今後、どうしなければならぬか考えていただきたいと思ひまして発言させていただきました。情報提供でした。ありがとうございました。

議長

そのほかのご意見はありませんか。

第3番委員

この表、単価表を作ったころは、米価も高かったので採算が取れていたが現在は、米価も下落したこと、肥料も高くなったこと、水利費も高くなったことから採算が合わない状態となったと思ひます。

今後、米価の様子を見ながら検討していったらよいのではないですか。

議長

いろいろな意見が出されました。今後、単価などの見直しを考えながら進めていきたいと思ひます。その他、何か質疑は御座いませんか。

～なし～

議長

それでは、報告第3号、第4号を終了といたします。続いて議案第1号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてを上程します。事務局より説明させます。

事務局

議案書及び別紙資料にて第1号議案の内容を説明～

議長

只今の報告に関し、何か質疑はございませんか。

東部区域担当推進委員

意見を述べます。指針の4ページ、第2の3新規参入の促進について（1）新規参入の促進目標について3年後の目標及び目標、令和15年3月の法人の目標が2法人と5haと面

積が少ないのは、どのような理由なのですか。

事務局

今まで法人が新規参入した実績もないことから取組みやすい5 ha と目標を定めさせていただきます。

東部区域担当推進委員

我々、八幡ファーマーズは、法人でないが10 ha 以上耕作していることからもっと面積を拡大したらよいのではないかと。

議長

只今、2法人で5 ha で取得面積が足りないのではないかと意見が出されましたが東部区域担当推進委員は、どのくらいの面積を考えておりますか。

東部区域担当推進委員

私の考えは、1法人当たり10 ha とし、2法人で20 ha が良いと考えております。

議長

只今、1法人10 ha、2法人で20 ha を目標とするという意見がありました。

皆様、如何でしょうか。

～異議なし～

議長

それでは、3新規参入の促進、(1)新規参入の促進目標の新規参入者数、法人について2法人20 ha とすることに決定いたします。

議案1号については、法人の新規参入者及び取得面積については、2法人20 ha と訂正し指針とすることとします。

続いてその他に入ります。

事務局

令和5年度は、委員の皆様には10年後の耕作者の地図を作成していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

また、次回の農業委員会は、令和5年4月27日(木)午後2時から2階201会議室を予定ですよろしくお願いいたします。以上です。

議長

以上をもって本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

会長職務代理者

以上で本日の総会を終了させていただきます。慎重なご審議ありがとうございました。

これをもちまして、令和5年第3回農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 午後3時00分

以上、多賀城市農業委員会規程第20条第1項の規定に基づき、議事録を作成し、同条第2項の規定により署名押印する。

令和5年3月31日

令和5年第3回多賀城市農業委員会総会

総会議長 伊藤 政幸 ⑩

署名員第6番 中村 春美 ⑩

署名員第7番 佐藤 信夫 ⑩